

漁業の免許内容等の事前決定

平成27年12月25日

目 次

1	鹿児島海区		
(1)	共同漁業	1
(2)	区画漁業		
	ア 魚類養殖業	2
2	奄美大島海区		
(1)	区画漁業		
	ア 魚類養殖業	5

1 鹿児島海区

(1) 共同漁業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
鹿共第77号	第1種共同漁業	ひじき漁業 うに漁業 たこ漁業	1月1日～ 12月31日 " "	鹿児島市 新島地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ及び点アを順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。</p> <p>点の位置 点ア N 31° 38' 03" E 130° 41' 52" 点イ N 31° 38' 52" E 130° 43' 18" 点ウ N 31° 37' 56" E 130° 44' 20" 点エ N 31° 37' 02" E 130° 44' 08" 点オ N 31° 36' 21" E 130° 43' 20" 点カ N 31° 36' 28" E 130° 43' 00" 点キ N 31° 37' 06" E 130° 42' 26"</p>	なし	鹿児島市 新島
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 さより建網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～ 12月31日 " "				
鹿共第78号	第1種共同漁業	ひじき漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "	鹿児島市 (旧桜島町)地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク, 点ケ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ただし, 桜島港の旧水族館北側護岸西北端と防波堤(102M)の西端を結ぶ線以内の港内の区域を除く。</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 37' 28" E 130° 40' 57" (鹿児島市桜島白浜町と鹿児島市高免町の境界の基点標石) 基点2 N 31° 34' 07" E 130° 36' 43" (鹿児島市桜島赤水町と鹿児島市野尻町の境界の基点標石) 点ア N 31° 37' 50" E 130° 41' 14" 点イ N 31° 38' 12" E 130° 40' 39" 点ウ N 31° 38' 01" E 130° 38' 59" 点エ N 31° 37' 43" E 130° 37' 47" 点オ N 31° 35' 59" E 130° 35' 28" 点カ N 31° 34' 00" E 130° 35' 00" 点キ N 31° 32' 08" E 130° 36' 59" 点ク N 31° 32' 38" E 130° 37' 13" 点ケ N 31° 33' 47" E 130° 36' 08"</p>	なし	鹿児島市の 旧桜島町の 区域 (新島を除く)
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 きびなご建網漁業 さより建網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日～ 12月31日 12月1日～翌年 6月10日 1月1日～ 12月31日 "				

(2) 区画漁業

ア 魚類養殖業

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							生簀(8 m×8m) の数の 最高限 度	
鹿特区 魚第102 号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	10月1日 から翌年 5月31日	南さつま 市笠沙町 片浦野間 池地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 25' 13" E 130° 08' 14" 点イ N 31° 25' 15" E 130° 08' 15" 点ウ N 31° 25' 18" E 130° 08' 15" 点エ N 31° 25' 18" E 130° 08' 12" 点オ N 31° 25' 17" E 130° 08' 10"	別紙-2	26台 重複免 許であ る鹿特 区魚第 50号と 合わせ て26台 とする	南さつま 市笠 沙町片 浦野間 池
鹿特区 魚第103 号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市笠沙町 片浦野間 池地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ 及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲ま れた区域 点の位置 点ア N 31° 25' 11" E 130° 07' 59" 点イ N 31° 25' 09" E 130° 08' 03" 点ウ N 31° 25' 11" E 130° 08' 09" 点エ N 31° 25' 13" E 130° 08' 14" 点オ N 31° 25' 17" E 130° 08' 10" 点カ N 31° 25' 14" E 130° 08' 06" 点キ N 31° 25' 15" E 130° 08' 02"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない。	60台 重複免 許であ る鹿特 区魚第 51号と 合わせ て60台 とする	南さつま 市笠 沙町片 浦野間 池
鹿特区 魚第104 号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	7月1日 から翌年 5月31日	指宿市知 林島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 17' 24" E 130° 39' 49" 点イ N 31° 17' 21" E 130° 40' 01" 点ウ N 31° 17' 09" E 130° 39' 57" 点エ N 31° 17' 12" E 130° 39' 44"	別紙-2	111台 重複免 許であ る鹿特 区魚第 59号と 合わせ て111 台とす る	指宿市 の旧指 宿市 (今和 泉地区 を除 く)の 地区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							生簀(8 m×8m) の数の 最高限 度	
鹿特区 魚 第105 号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 桜島赤生 原町地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 36' 28" E 130° 36' 35" 点イ N 31° 36' 33" E 130° 36' 23" 点ウ N 31° 36' 06" E 130° 36' 06" 点エ N 31° 36' 00" E 130° 36' 19"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	102台	鹿児島 市の旧 桜島町 の地区
鹿特区 魚 第106 号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 桜島赤水 町地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 34' 17" E 130° 36' 28" 点イ N 31° 34' 14" E 130° 36' 19" 点ウ N 31° 34' 04" E 130° 36' 23" 点エ N 31° 34' 07" E 130° 36' 32"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	50台	鹿児島 市の旧 桜島町 の地区
鹿特区 魚 第107 号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 沖小島地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点 アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域 点の位置 点ア N 31° 32' 51" E 130° 36' 50" 点イ N 31° 33' 09" E 130° 36' 38" 点ウ N 31° 33' 18" E 130° 36' 30" 点エ N 31° 33' 03" E 130° 36' 11" 点オ N 31° 32' 36" E 130° 36' 36" 点カ N 31° 32' 40" E 130° 36' 40"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	157台	鹿児島 市の旧 桜島町 の地区

別紙ー２ （人工種苗 鹿特区魚第１０２号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）２６台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙ー２ （人工種苗 鹿特区魚第１０４号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）１１１台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

2 奄美大島海区

(1) 区画漁業

ア 魚類養殖業

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							生簀(8 m×8m) の数の 最高限 度	
大特区 魚 第29号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村枝手 久島生間 長浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 05" E 129° 12' 49" 点イ N 28° 16' 53" E 129° 12' 48" 点ウ N 28° 16' 54" E 129° 12' 41" 点エ N 28° 17' 06" E 129° 12' 42"	別紙-3	34台	大島郡 宇検村
大特区 魚 第30号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村生勝 西地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 00" E 129° 13' 42" 点イ N 28° 16' 54" E 129° 13' 39" 点ウ N 28° 16' 36" E 129° 14' 25" 点エ N 28° 16' 42" E 129° 14' 28"	別紙-3	111台	大島郡 宇検村
大特区 魚 第31号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	6月1日 から翌年 4月30日	大島郡宇 検村イジ ン崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点 アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域 点の位置 点ア N 28° 16' 25" E 129° 15' 06" 点イ N 28° 16' 18" E 129° 15' 05" 点ウ N 28° 16' 12" E 129° 15' 35" 点エ N 28° 16' 16" E 129° 15' 44" 点オ N 28° 16' 21" E 129° 15' 41" 点カ N 28° 16' 18" E 129° 15' 35"	別紙-2	155台	大島郡 宇検村
大特区 魚 第32号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	3月1日 から翌年 1月31日	大島郡宇 検村名柄 長崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 58" E 129° 15' 13" 点イ N 28° 15' 37" E 129° 15' 02" 点ウ N 28° 15' 40" E 129° 14' 56" 点エ N 28° 16' 01" E 129° 15' 08"	別紙-2	67台	大島郡 宇検村

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							生簀(8 m×8m) の数の 最高限 度	
大 特 区 魚 第33号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	8月1日 から翌年 6月30日	大島郡瀬 戸内町篠 川コバキ ン地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 43" E 129° 15' 42" 点イ N 28° 12' 39" E 129° 15' 42" 点ウ N 28° 12' 44" E 129° 16' 10" 点エ N 28° 12' 49" E 129° 16' 09"	別紙-2	79台	大島郡 瀬戸内 町
大 特 区 魚 第34号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から 11月30日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾深浦 大浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 46" E 129° 16' 47" 点イ N 28° 12' 51" E 129° 16' 44" 点ウ N 28° 12' 40" E 129° 16' 21" 点エ N 28° 12' 35" E 129° 16' 24"	別紙-2	68台	大島郡 瀬戸内 町

別紙－3 （人工種苗（親魚） 大特区魚第29号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）34台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗の生産に用いるくろまぐろ親魚でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－3 （人工種苗（親魚） 大特区魚第30号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）111台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗の生産に用いるくろまぐろ親魚でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－2 （人工種苗 大特区魚第31号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）155台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－2 （人工種苗 大特区魚第32号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）67台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－2 （人工種苗 大特区魚第33号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）79台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－2 （人工種苗 大特区魚第34号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）68台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。